高鍋町告示第25号

令和６年第２回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和６年５月31日

高鍋町長　黒木　敏之

１　期　日　　令和６年６月６日（木）

２　場　所　　高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日髙　正則君	森﨑　英明君
橋　　重文君	春成　　勇君
兒玉　秀人君	中村　末子君
田中　義基君	森　　弘道君
加藤　秀文君	樫原　富子君
松岡　信博君	緒方　直樹君
古川　　誠君	永友　良和君

○６月10日に応招した議員

同上

○６月11日に応招した議員

同上

○６月12日に応招した議員

同上

○６月17日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和６年　第２回（定例）高　鍋　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和６年６月６日（木曜日）

議事日程（第１号）

令和６年６月６日　午前10時01分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸報告

（１）議長の会務報告

（２）議員派遣の報告

（３）例月現金出納検査結果報告

（４）町長の政務報告

日程第３　会期の決定

日程第４　議案第39号　専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）［令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第２号）］

日程第５　報告第１号　令和５年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第６　報告第２号　株式会社高鍋衛生公社令和５年度会計決算及び令和６年度会計予算について

日程第７　同意第５号　教育長の任命について

日程第８　議案第40号　宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第９　議案第41号　道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第10　議案第42号　高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第11　議案第43号　高鍋駅交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第12　議案第44号　高鍋町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例の制定について

日程第13　議案第45号　令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第３号）

日程第14　議案第46号　令和６年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第15　発議第１号　高鍋町議会会議規則の一部改正について

日程第16　発議第２号　高鍋町議会委員会条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸報告

（１）議長の会務報告

（２）議員派遣の報告

（３）例月現金出納検査結果報告

（４）町長の政務報告

日程第３　会期の決定

日程第４　議案第39号　専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）［令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第２号）］

日程第５　報告第１号　令和５年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第６　報告第２号　株式会社高鍋衛生公社令和５年度会計決算及び令和６年度会計予算について

日程第７　同意第５号　教育長の任命について

日程第８　議案第40号　宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第９　議案第41号　道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第10　議案第42号　高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第11　議案第43号　高鍋駅交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第12　議案第44号　高鍋町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例の制定について

日程第13　議案第45号　令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第３号）

日程第14　議案第46号　令和６年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第15　発議第１号　高鍋町議会会議規則の一部改正について

日程第16　発議第２号　高鍋町議会委員会条例の一部改正について

出席議員（14名）

１番　日髙　正則君	２番　森﨑　英明君
３番　橋　　重文君	５番　春成　　勇君
６番　兒玉　秀人君	７番　中村　末子君
８番　田中　義基君	10番　森　　弘道君
11番　加藤　秀文君	12番　樫原　富子君
13番　松岡　信博君	14番　緒方　直樹君
15番　古川　　誠君	16番　永友　良和君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長　徳永　惠子君　　事務局長補佐　永友　優一君

議事調査係長　宮本　敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	黒木　敏之君	副町長 ……	小山　圭一君
教育長 ……	島埜内　遵君	農業委員会会長 ……	坂本　弘志君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……			横山　英二君
財政経営課長 ……	野中　康弘君	建設管理課長 ……	芥田　賢治君
農業政策課長 ……	飯干　雄司君	農業委員会事務局長 …	杉　　英樹君
地域政策課長 ……	山下　美穂君	危機管理課長 ……	宮越　信義君
会計管理者兼会計課長 ……			鳥取　和弘君
町民生活課長 ……	日高　茂利君	健康保険課長 ……	井戸川　隆君
福祉課長 ……	杉田　将也君	税務課長 ……	濱本　生代君
上下水道課長 ……	渡部　忠士君	教育総務課長 ……	岩佐　康司君
社会教育課長 ……	濱本　明俊君		

午前10時01分開会

○議長（永友　良和）　おはようございます。只今から令和６年第２回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日髙正則議員。

○議会運営委員会委員長（日髙　正則君）　おはようございます。

令和６年第２回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る６月３日午前１０時より第３会議室におきまして、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の３名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長、補佐の２名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、議案第３９号専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）［令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第２号）］、報告第１号令和５年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、外報告が１件、同意第５号教育長の任命について、議案第４０号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第４１号道路占用料徴収条例の一部改正について、外条例の一部改正が１件、議案第４３号高鍋駅交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、外条例の制定が１件、議案第４５号令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第３号）、議案第４６号令和６年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、発議第１号高鍋町議会会議規則の一部改正について、発議第２号高鍋町議会委員会条例の一部改正についての合計１３件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めましたところ、質疑はなく、その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日６月６日から６月１７日までの１２日間で行うことで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（永友　良和）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、５番、春成勇議員、６番、兒玉秀人議員を指名いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．諸報告

○議長（永友　良和）　日程第２、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告、議員派遣の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、諸報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木　敏之君）　おはようございます。令和６年３月１日から５月３１日までの主な政務について、御報告申し上げます。

まず、高鍋神楽記録作成調査報告会についてでございますが、３月１０日日曜日、高鍋町美術館において開催いたしました宮崎県指定無形民俗文化財である高鍋神楽の国指定に向け行いました記録調査につきまして、報告会を開催し、調査に携わった専門家の皆様から高鍋神楽の特色や文献の比較などについて御説明いただき、約１００名の来場者に理解を深めていただきました。高鍋神楽の国指定及び東児湯５町における保存継承に寄与するものと大いに期待しております。

次に、高鍋町長杯国際空手道選手権大会についてでございますが、３月３１日日曜日、井上スポーツセンターにおいて、特定非営利活動法人海外交流協会の主催で開催されました。海外８か国からの約８０名を含む約３２０名が参加し、日頃の鍛錬の成果を発揮し、親睦を深めていました。前日には親善パーティーも開かれ、空手を通じた海外選手等との交流により本町の国際交流のさらなる発展につながるものと大いに期待しております。

次に、第３３回石井十次賞贈呈式及び第４２回石井十次生誕記念式典についてでございますが、４月１２日金曜日、たかしんホールにおいて挙行されました。今回の石井十次賞は、社会福祉法人慈愛園の運営などを通して、長年児童福祉や人権問題に取り組み、また、数多くの要職を歴任されてきました潮谷愛一様及び潮谷義子様御夫婦が受賞されました。生誕記念式典では、児童生徒による意見発表も行われ、高鍋町が生んだ孤児の父をしのびました。

次に、米沢上杉まつりについてでございますが、５月２日木曜日から２日間、米沢市を訪問いたしました。米沢市の歴史や文化に触れ、すばらしい祭りを体験し、姉妹都市との絆を、より一層、深めることができました。

次に、第３０回スマートウェルネスシティ首長研究会についてでございますが、５月２８日火曜日から２日間、東京都文京区にて開催されました。高齢になっても地域で元気に暮らせる健康社会を実現するため、令和元年度から同研究会に参加しております。持続可能な地域づくりや健康づくり、政策などについて全国の志を同じくする多くの自治体と連携して取り組むため、意見交換を行いました。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永友　良和）　以上で、日程第２、諸報告を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．会期の決定

○議長（永友　良和）　日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から６月１７日までの１２日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友　良和）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月１７日までの１２日間に決定いたしました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４．議案第３９号

○議長（永友　良和）　日程第４、議案第３９号専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）［令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第２号）］を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　議案第３９号専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）［令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第２号）］について、提案理由を申し上げます。

今回の専決処分は、昨年１１月２日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、昨年度に引き続き、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うもので、当該給付事業の事務処理基準日である令和６年６月３日以降、速やかに給付を始める必要があることから、当該給付事業に要する予算を確保するための補正予算を調整することについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により令和６年５月１７日付でやむを得ず専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容といたしましては、令和６年度一般会計補正予算（第２号）であり、今回の補正は、歳入歳出それぞれ２億５，０４６万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１３億９，２９４万７，０００円とするものでございます。

歳入は、ふるさとづくり基金繰入金でございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友　良和）　続いて、担当課長の詳細説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（杉田　将也君）　議案第３９号（専決第４号）［令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第２号）］について、詳細説明を申し上げます。

配布資料を御覧ください。

まず、（１）の事業概要です。

昨年１１月２日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、昨年１２月から実施しました住民税非課税世帯に対する１世帯７万円の追加給付及び今月から実施される所得税個人住民税の定額減税を補足するため、①から④までの一連の給付事業を実施するものです。

①令和５年度住民税均等割のみ課税世帯への給付及び②低所得世帯への子ども加算につきましては、令和６年２月、第１回臨時会で補正予算を可決いただき、以降、令和６年に事業を繰り越し、給付を進めてまいりました。

令和５年度及び令和６年度の給付実績は資料に記載のとおりです。

詳細の説明は省略させていただきます。

続いて、説明資料の２ページ、こちらが今回の補正予算により実施する給付事業となります。

③の新たに住民税非課税等となる世帯への給付は、令和６年度、新たに住民税が非課税または新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、１世帯当たり１０万円の給付を行います。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外となります。

これは、今後実施される所得税、個人住民税の定額減税において、扶養家族の人数に応じた支援が行われることが要因となっております。

なお、当該世帯に子ども加算の対象となる児童がいる場合には、１ページの②に準じ、加算給付を行うこととします。

それぞれの対象世帯の見込みは、資料に記載のとおりです。

次に、④の調整給付です。調整給付については、令和６年度個人住民税の課税団体が実施主体となることから、令和６年１月１日現在、高鍋町に住民登録のある方々が給付の対象となります。定額減税の枠は、１人４万円掛ける本人プラス扶養親族の数で、４万円の内訳は、個人住民税が１万円、所得税が３万円となっております。現時点で入手可能な課税情報を基に、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方へ前倒しで調整給付を行うこととなっております。

まず、令和６年分町民税、県民税につきましては、令和５年中の収入等の状況により納付額を決定いたしますので、定額減税額、調整給付額ともにおおむね確定しております。

令和６年度の税額決定通知書及び納付書は、令和６年６月３日税務課から発送しており、あらかじめ定額減税分を差し引いた額で納付書で御案内をいたしております。

定額減税し切れない額については、福祉課のほうで調整給付を実施いたします。

次に、令和６年分所得税につきましては、令和６年中の収入等の状況により納付額を決定しますので、調整給付の額算定は令和５年分の所得税額を基に推計し、給付、行うこととなっております。

なお、令和６年分所得税及び定額減税の実績額が確定した後、調整給付額に不足が生じる場合には、令和７年１月以降、追加で当該納税者に不足分の給付を行うこととなっております。逆に、調整給付額に余剰が生じた場合、調整を行わないこととなっております。

それぞれの調整給付金支給対象者等の見込みは、資料に記載のとおりです。

次に、３ページの（２）、補正の主な内容です。

まず、歳出は社会福祉総務費の物価高騰対策費、職員時間外手当１０万円のほか事務費計５２０万９，０００円、事業費として補助金２億４，５２６万円をそれぞれ計上しております。

内訳は、資料に記載のとおりです。

歳入は、全額、ふるさとづくり基金繰入金に計上しておりますが、最終的には、全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のそちらを充当することとなっております。

（３）は、昨年度実施いたしました令和５年度住民税非課税世帯に対する給付金の給付実績を記載しております。

また、４ページ以降に今回の一連の事業を説明する国の資料を添付しております。御参照いただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（永友　良和）　以上で詳細説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　先ほど報告の中でありましたけれども、これは国支援分だと考えております。国からの支援についてはもう１００％と先ほど報告がありましたけれども、町の単独をどこにも入れていることはないのか確認をさせてください。その上で国の基準に当てはまる世帯人数は、資料にある世帯分と考えていいのか、重複するところはないのかお伺いします。

歳入のふるさとづくり基金が妥当と考えた理由は何なんでしょうか。

新たに非課税となる世帯とは、課税基準額が変更された者なのか。また、支援される世帯にはならないが、ぎりぎりのラインで支援を受けられない世帯への対応はどうしていくつもりなのか。

定額減税に係る調整給付金とありますけれども、国では、１円でも減税となれば定額減税１万円となると言われております。定額減税の内容が詳細に分からなければ減税は不可能だと考えますが、どうでしょうか。

システム改修については、期限まで間に合う予定なのかどうか。専決で行っているので間に合うと判断していると私は思っておりますけど、どうでしょうか。確認だけさせていただきたいと思います。

子育て世代への支援とあっても親がパチンコなどで使い、子育て支援としてはその支援内容が形骸化されないための対応、これをどうしていくのかということを、どう対応していきたいのか、対策を立てているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友　良和）　福祉課長。

○福祉課長（杉田　将也君）　本議案で計上している歳出予算については全額国庫補助であり、町単独の経費はございません。

説明資料に記載の世帯数等についてでございますが、④の定額減税に係る調整給付金のうち、所得税分の対象者数については、令和５年分の所得税を基に算定しておりますが、最終的には、令和６年分の所得税が確定した時点で対象者数及び給付金額が確定することとなりますので、資料に記載の対象者数、所要額については過不足が生じてくると考えております。

なお、子ども加算を除き、世帯の重複はございません。

次に、新たに非課税となる世帯とはについてでございますが、令和６年度の住民税から新たに非課税者のみで構成される世帯または所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯が対象となります。当然、令和５年度に給付の対象となった世帯は除くこととなります。住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯以外は、世帯員の誰かが定額減税または調整給付の対象となるため、ぎりぎりのラインで支援を受けられない世帯はないと考えております。

以前から御指摘のあった被扶養者のみで構成される世帯については給付金が支給されませんが、税法上の扶養者が定額減税または調整給付の恩恵を受ける形となっていますので、今回の一連の給付事業全体の公平性を保つ上では妥当ではないかと考えております。

次に、定額減税の内容が分からなければ調整給付は不可能ではないかということについてでございますが、福祉課においても定額減税の内容を理解し、税務課と連携の上調整給付を進めていきますので、適正に給付が行えるものと考えております。

続いて、システム改修についてでございますが、６月中には給付システムが稼働できる予定となっております。国が示すスケジュールに基づき、速やかに給付事務が進められるよう、現在、準備を進めているところでございます。

最後に、給付金の使い道、それから子育て支援として、その内容が形骸化されないための対応についてでございますが、今回の給付金に限らずですが、児童手当や各種手当においてもその使い道にまで干渉することはできないと考えております。ただし、そのようなことが原因で子どもの養育等の問題、また、生活が維持できなくなる等の問題が発覚した場合、可能な限り行政のほうも介入し、問題解決に向けた指導、助言、支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（永友　良和）　財政経営課長。

○財政経営課長（野中　康弘君）　ふるさとづくり基金が妥当と考えた理由は何かという御

質疑でございます。

今回、専決処分した補正予算につきましては、先ほど福祉課長がお答えしたとおり、その事業費の全額に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する予定でございますが、事業費及び交付金の交付額が確定していないことから、基金の設置、目的を勘案し、ふるさとづくり基金繰入金を財源とし、事業費等が確定した段階で財源を振り替え、基金に積み戻すこととしております。

以上でございます。

○議長（永友　良和）　ほかに質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　最後にね、質疑をした内容というのは、これはもう実際にあっているから私、質疑をしたんですね。正直な話を言って。だから、生活が維持できない状況というのが何世帯から出てきているみたいなんですね。だから、そういうことをやはり、私は社会福祉協議会からちゃんと聞いて、もう生活が維持できないという状況が出てきている状況がありますので、私は、やはりそこのところは、自治体として放っておけない、このままでは子育てが、その親にあってはできないという判断をせざるを得ない状況にまで食い込んできていると私は判断しているんですね。だから、そういう状況を一刻も早く、やはり見つけていって、ちゃんとどういった子育ての支援をしていくことが可能なのかどうかということを私は自治体として放っておいたらいけないと思うんです。やはりいろんな形で支援をしていく、お金をやるだけではない、そういった家庭にまで踏み込んでやっていくということを、ぜひ私はしていただきたいと思います。だから、社会福祉協議会としっかりと相談をしながら、そういう家庭にあってはやはり呼び出しも可能だと思いますので、呼び出しをしていきながら、家庭訪問をしていきながら、そして、どういった状況になっているのかということをしっかりとしないと、お金を出すばっかりではね、やはりほかの人の不満が、もらえない人の不満が、結局。集中するんですよ、こちらのほうに。だから、ぜひそれはしていただきたいと思いますが。それについてはどう考えていらっしゃるでしょうか。町長は。

○議長（永友　良和）　町長。

○町長（黒木　敏之君）　議員のおっしゃるとおり、様々な視点で社会福祉協議会と連携しながら課題の解決に取り組んでいこうと考えているところでございます。

○議長（永友　良和）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友　良和）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友　良和）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友　良和）　討論なし認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３９号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友　良和）　起立全員と認めます。したがって、議案第３９号専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）［令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第２号）］は、原案のとおり承認されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第５．報告第１号

日程第６．報告第２号

○議長（永友　良和）　日程第５、報告第１号令和５年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第６、報告第２号株式会社高鍋衛生公社令和５年度会計決算及び令和６年度会計予算についてを一括議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　報告第１号令和５年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第２号株式会社高鍋衛生公社令和５年度会計決算及び令和６年度会計予算について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第１号令和５年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、高鍋駅舎大規模改修に伴う支障移転費用補償金ほか１９件の事業につきまして、繰越明許費、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第２号株式会社高鍋衛生公社令和５年度会計決算及び令和６年度会計予算についてでございますが、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上、２件につきまして御報告申し上げます。

○議長（永友　良和）　原則、報告については質疑はしないというふうになっておりますが、原則ですから、どうしても質疑をしたい部分があるということであれば、執行部のほうは大丈夫でしょうか。では、どうぞ。

○７番（中村　末子君）　報告第２号に対して質疑を行いたいと思います。

株式会社高鍋衛生公社の令和５年度決算及び令和６年度会計予算について、１つだけ、貸倒引当金を設定している理由は何なのか。ただ単に会計年度をまたぐために設けてあるだけなのか、それとも貸倒れがあると想定しているのか、また、あったのか、そこのところをちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（永友　良和）　総務課長。

○総務課長（横山　英二君）　総務課から提案した議案でありますので、私のほうから答弁させていただきます。

貸倒引当金でありますけれども、これは、売掛金や貸付金などが回収不能となる金額をあらかじめ見積もったものでありますけれども、中小企業者は会社が持つ売掛金などの債権におきまして、将来において貸倒れの発生が見込まれる損失額を法人税では損金として算入し、経費にできることとなっておりまして、高鍋衛生公社につきましては、中小企業者のみに認められております、法定繰入率に基づき、例年、未収金の０．６％を計上しているようでございます。特に貸倒れがあると想定しているわけでもなく、また、あったわけでもございません。

以上でございます。

○議長（永友　良和）　よろしいでしょうか。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第７．同意第５号

○議長（永友　良和）　次に、日程第７、同意第５号教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　同意第５号教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

現教育長の島埜内遵氏が本年６月３０日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに奥村昌美氏を教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友　良和）　続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（横山　英二君）　それでは、略歴の御紹介を申し上げます。

氏名、奥村昌美。

生年月日、　　でございます。

現住所、　　。

最終学歴、　　。

職歴等、　　、現在に至っておられます。

以上でございます。

○議長（永友　良和）　以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　経歴一覧を見せていただくと、高校が主な勤務地とされておりますけれども、９か年の義務教育に関しては経験値が不足しているのではないかと考えますが、どうでしょうか。

また、住所については、高鍋に移されているのか。高鍋出身の方だそうですので、移動していただけると思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（永友　良和）　町長。

○町長（黒木　敏之君）　以前の川上教育長と同様、奥村氏は、義務教育現場での経験はあ

りませんが、県内の農業高校や農業大学校での教職員の経験、県の教育委員会事務局職員としての経験を有し、さらには、県教育次長という、最も上での経験を持たれ、大所高所からの視点で義務教育の現場を含めた、現在の宮崎県の多くの教育課題の解決に取り組まれてきました。他に例を見ない貴重な経験と知識を備えておられる方であります。

また、教育長には、教育現場だけでなく、生涯学習や文化、スポーツ、さらには、これらの活動を通じた地域づくりなども含めた幅広い知識と経験が必要となることから、スポーツではラグビー経験もあられます奥村氏が適任であると考えております。

なお、現在、一時的に宮崎市に転出されておられますが、もともと本町の出身であり、来月から本町に居住される予定と伺っております。

○議長（永友　良和）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友　良和）　これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、これから採決を行います。

同意第５号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友　良和）　起立全員と認めます。したがって、同意第５号教育長の任命につきましては、同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

……

午前10時38分再開

○議長（永友　良和）　再開いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第８．議案第４０号

日程第９．議案第４１号

日程第１０．議案第４２号

日程第１１．議案第４３号

日程第１２．議案第４４号

日程第１３．議案第４５号

日程第１４．議案第４６号

○議長（永友　良和）　日程第８、議案第４０号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてから、日程第１４、議案第４６号令和６年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）まで、以上、７件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　議案第４０号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

から、議案第４６号令和６年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第４０号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止となることから、同規約を変更することについて、地方自治法第２９１条の１１の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第４１号道路優先料徴収条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、県の道路優先料徴収条例が見直されたことに伴い、県の占用料の単価に準じて町の単価を改正するものでございます。

次に、議案第４２号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、高鍋駅の駐車場システム機器のリース期間が本年９月３０日までとなっており、機器の撤去に合わせ駅利用者の利便向上を図るため、１０月１日から駐車場使用料を無料とするものでございます。

また、今議会に提出させていただいております高鍋駅交流拠点施設の設置及び管理に関する条例に基づき、設置する高鍋駅交流拠点施設の駐車場として本駐車場を活用することとしているため、令和７年３月３１日をもって本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第４３号高鍋駅交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、既存の駅舎を大規模改修し、公共交通利用者の利便性及び交通結節機能の向上を図るとともに、交流人口の増加を促進し、地域交流の拠点となる高鍋駅交流拠点施設を設置するため、その設置及び管理に関して、地方自治法第２４４条の２第１項の規定により条例で定めるものでございます。

次に、議案第４４号高鍋町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてでございますが、本案につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が事業主体となって、飼料生産基盤と農業用施設の一体的な整備を行うに当たり、受益者から分担金を徴収する必要があるため、地方自治法第２２８条第１項の規定により条例で定めるものでございます。

次に、議案第４５号令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第３号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ２億７，８４５万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１６、７，１４０万６，０００円とするものでございます。

補正の主な内容についてでございますが、歳出につきましては、施政方針に掲げておりますデジタルラボ事業を活用したデジタル化の推進及び帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成、高鍋町企業立地奨励条例の規定に基づく企業立地補助金及び雇用促進奨励金の追加、社会資本整備総合交付金事業の内示に伴う道路改良事業及び舞鶴公園改修事業等の追加、歴史総合資料館のリニューアルなどでございます。

歳入につきましては、事業内容等に伴う国県支出金の調整、財政調整基金等からの繰入

金を増額するものなどでございます。

併せまして、舞鶴公園整備事業に関わる地方債を追加し、社会資本整備総合交付金事業に係る地方債を変更するものでございます。

次に、議案第４６条令和６年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ８０万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２３億２，２７５万５，０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、マイナー保険証利用促進啓発用チラシ作成のための印刷製本費及び保険証の発送を普通郵便から特定記録郵便に変更するための郵便料の増額、歳入では、税率確定に伴う国民健康保険税、国民健康保険基金繰入金及び繰越金間での財源調整並びに一般会計繰入金の増額でございます。

以上、７件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

……

午前10時47分再開

○議長（永友　良和）　再開いたします。

町長。

○町長（黒木　敏之君）　修正をお願いいたします。

議案第４１号、「道路占用料」を「優先料」と言ったそうです。また、その下でも「占用料」を「優先料」というふうに言ったそうでございます。

また、次に、議案第４５号につきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１６億７，１４０万円を１１６、７，１００、「億」が抜けたということでございます。

それから、次の歳入につきまして、「事業内示等」です。「内示」を「内容」と言ったそうでございます。

それから、次に、これ最後でございますが、「議案第４６号」を「第４６条」と言ったということでございます。

ちょっと宴会続きで、失礼申し上げました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１５．発議第１号

日程第１６．発議第２号

○議長（永友　良和）　日程第１５、発議第１号高鍋町議会会議規則の一部改正について及び日程第１６、発議第２号高鍋町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。１番、日髙正則議員。

○１番（日髙　正則君）　発議第１号、発議第２号、高鍋町議会会議規則及び高鍋町議会委員会条例の一部改正について。

発議第１号高鍋町議会会議規則の一部改正について及び発議第２号高鍋町議会委員会条

例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

提出者、議会運営委員会委員長、日髙正則。

発議第１号高鍋町議会会議規則の一部改正について及び発議第２号高鍋町議会委員会条例の一部改正について、一括して提出理由を申し上げます。

本案は、令和５年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（永友　良和）　以上で説明が終わりました。

これから１議案ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第１号高鍋町議会会議規則の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友　良和）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友　良和）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第１号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友　良和）　起立全員と認めます。したがって、発議第１号高鍋町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第２号高鍋町議会委員会条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友　良和）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友　良和）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第２号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友　良和）　起立全員と認めます。したがって、発議第２号高鍋町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（永友　良和）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時52分散会
